

令和5年  
9月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

---

令和5年9月11日（月曜日）

---

議 事 日 程

令和5年9月11日 午前10時00分 開議

日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第21号から議案第29号まで  
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（7名）

1番	小杉知弘君
2番	古川元規君
3番	加藤智恵子君
4番	田村馨君
5番	森弘秋君
6番	竹島貴行君
7番	前原英石君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	渡辺	光君				
教	育	長	土田	聡君			
総	務	課	長	松本	良樹君		
生	活	環	境	課	長	田中	勝君
会	計	管	理	者	林	輝君	
代	表	監	査	委	員	川崎	正夫君

---

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 松 本 良 樹

事務局 係 長 喜 田 義 樹

---

午前10時00分 開議

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、令和5年9月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

議案第21号から議案第29号まで

○議長（前原英石君） 日程第1 議案第21号 専決処分の承認を求める件から議案第29号 令和4年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで、9件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（前原英石君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

4番 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 4番田村です。

まず、質問に入る前に、新型コロナウイルス感染の後遺症で喉の調子がまだちょっと悪く、質問の途中でせき込むことがあるかもしれませんが、その際はご了承いただきたく存じます。

それでは、早速質問させていただきます。

まず最初に、小中学校の体育館へのエアコン設置について伺います。

毎年夏の気温上昇が厳しくなる中、エアコンは必須設備となっており、全国でも小中学校へのエアコンの設置が進んでおります。

本村の場合、小中学校の全教室へエアコンが設置されていますが、体育館へは未設置となっています。

学校の体育館は、災害時には地域の避難所も兼ねることから、これまでの震災や災害の教訓からも、エアコンの必要性が指摘されています。地域の避難所としてだけではなく、スポーツ教室など広く村民に活用されていることから、エアコンの設置を進めるこ

とが必要です。

設置費用は、国の緊急防災・減災事業債という制度を活用できます。これは、指定避難所になっている学校の体育館にエアコンを設置するなどのための、総務省の支援制度です。東日本大震災を受け、2012年度に創設されたもので、2017年度からは、熊本地震を教訓に、指定避難所へのエアコン設置も対象となっております。

充当率100%なので、初年度に一般財源の必要がなく、元利償還の70%が交付税措置されるため、実質的な地方負担は30%となる非常に有利な制度です。当初は2020年度までの制度だったのですが、5年間延長され、2025年まで期間が延長されています。

本村の場合、2か所の体育館の全てが避難所指定されており、全てが制度の対象となります。

エアコンのない体育館は、近年の異常とも言える猛暑の中、避難所に適した環境とは言えません。村として、緊急防災・減災事業債を活用した体育館へのエアコン整備をすべきと考えますが、ご所見をお伺いします。

次は、報道もされておりますので皆さんご存じかと思いますが、マイナンバーカードのトラブルについて伺います。

さて、このマイナンバーカードですが、トラブルの発覚が相次いでおります。そのトラブルの事例ですが、カードの所有者本人ではなく、別の家族の銀行口座がひもづけられていた事例が全国で約13万件、他人名義の銀行口座がひもつけられていた事例が748件、マイナポイントを別人に付与していたケースは、総務省の発表で131自治体で、172件ありました。ほかにも自治体から様々なミスやトラブルが報告され、岸田内閣は、秋までに総点検するなど対応を余儀なくされています。

日本共産党では、こうした事態も想定し、個人情報を守るシステムを確立しないまま政府が自治体にマイナンバーカードの取得を急がせることに反対し、繰り返し警鐘を鳴らしてきました。

そこで、村内でのトラブル発生の数あるいは実態について答弁を求めます。

また、トラブルの要因についてはどのように受け止めているのかお伺いします。

○議長（前原英石君） 教育長 土田 聡君。

○教育長（土田 聡君） 私のほうから、4番田村議員のご質問、小中学校体育館へのエアコン設置について、所見を述べさせていただきます。

現在、小中学校とも避難場所に指定されている体育館には、エアコンが設置されておられません。議員ご指摘のように、今夏のような猛暑となる夏季に災害が発生し、避難が必要になった場合、体育館の中はかなり暑さがあり、熱中症等を発症する村民が出ることは想定されます。また、スポーツ教室や学校開放等で利用する場合も同様のことが言えます。

このような状況を考えますと、今後、体育館へのエアコンの導入に向けた取組は必要だと考えます。

しかし、エアコンを導入するに当たっては、エアコン機器の導入だけではなく、空調の効果を高めるための体育館の断熱工事を行う必要が出てきます。この場合、議員ご指摘の補助を活用した場合でも莫大な費用がかかりますので、費用対効果の面からも検討が必要となります。また、断熱工事を行った場合、大規模で長期にわたる工事となることから、体育館の全面改修等の機会を捉えた導入を検討することとなると思います。

したがって、体育館の空調機器の設置に当たっては、費用対効果を見極め、導入費用を抑え、一定の効果が見込まれる機器の導入を検討する必要があります。

現状では、高性能のスポットクーラー等を導入する自治体も見受けられますので、舟橋村としてどのような機器の導入がふさわしいのか情報を収集しながら、十分検討の上、対策を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 4番田村議員のマイナンバーカードについてのご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードであります。

舟橋村では、令和5年7月31日現在で2,543人（全村民の77.7%）が公布を受けております。

現時点で村では口座情報等のひもづけのミスは1件もなく、来庁者や電話でも苦情やトラブルは発生していない状況であります。

マイナンバーカードをめぐる状況については、2024年秋頃に現行の保険証は原則廃止する方針であり、発行済みの現行の保険証は2025年秋頃まで利用可能となる予

定であります。

また、マイナンバーカードを持たない方のための資格確認書は、申請なしのプッシュ型で交付予定であり、有効期限は最長5年の範囲内で各保険者が決める方向で検討されております。

国はマイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現を目指しており、日常生活の中でマイナンバーカードを利用できるシーンは日々拡大しております。

村といたしましても、これまでもマイナンバーカードの利便性を理解していただき、取得を勧めてきたところであります。また、村民の方が安心してサービスを受けられるよう、関係方面には安全性の確保を求めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（前原英石君） 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 答弁、ありがとうございます。

まず、体育館のエアコンの件とマイナンバーの件と、それぞれ再質問させていただきます。

そこでなんですが、中学校と小学校、それぞれの体育館のほうにエアコンの設置、通常のエアコンですと、確かに大変莫大な費用がかかってまいります。また、工事も入りますので、その間体育館が使えないとかといった不具合も出てくるわけで、先ほど土田教育長からの答弁があったようにスポットクーラーという物がありますが、これ、大きな工場なんかでも使われておまして、結構クーリング性能が高い物であります。

私もちょっと前に教育長とこの件でお話しさせていただいた際に、このスポットクーラーに関して、こういうのがあるけど、どうかなというのがで、ちょっと提案させていただいた経緯もあります。

そこでなんですが、この設置に関してなんですが、通常、いわゆる空調設備を設置した場合、あるいはスポットクーラーを導入した際のコストについて、おおよそいいんですが、幾らぐらいの予算が必要になるのかちょっと伺いたいと思います。

それから、次にマイナンバーカードについての再質問でございます。

舟橋村のほうでは現在トラブルがないということで、非常に幸いなことでありますが、ただ、今後、絶対にないとも言えないわけございまして、注意して見ていかななくてはならないのではないかなと思っております。

田中課長からの答弁にもありましたとおり、このマイナンバーカードに今後健康保険証がひもづけられるという予定になっております。このマイナ保険証についても、非常に実は全国的にもトラブルが頻発しております。

例えばなんですが、先ほどの事例にもありましたとおり、このマイナ保険証に別人の情報がひもづけられていたとか、あるいはこのマイナ保険証自体が必要な情報にアクセスできないというトラブルがあって、結果的に患者さんはどうなったかというところ、医療費を10割請求された。こういったようなケースも発生しております。

実は富山県内でも全くトラブルがないかといえ、そうではない。県の保険医協会のほうで調査をされたということです。そこで、160の医療機関のほうから回答があったわけなんですが、その中で63%の機関で他人の情報がひもつけられていたなどのケースがあったということです。

そこで、以前、共同通信が全国の市区町村長にアンケートを実施しております。現行の紙の保険証を廃止するという方針に関してどうなのかという内容だったと思うんですが、その中で渡辺村長もこのアンケートに回答されております。

これ、新聞のほうにも報道されておまして、渡辺村長は、この現状の紙の保険証については廃止を延期すべきではないかというふうに回答したとも報道されております。

このマイナンバーカードのトラブルについて、村長のまず見解を伺いたいと思います。

○議長（前原英石君） 教育長 土田 聡君。

○教育長（土田 聡君） ただいまの田村議員のご質問にお答えしたいと思います。

エアコンの設置に関してですが、断熱工事を入れた場合にかかる費用、具体的な数字はなかなか申し上げることができませんが、一般的なところでいきますと1億ほどかかるというふうに言われております。また、その後のランニング費用に関しては、少し、分かりませんが、エアコン1台というわけではないと思いますので、数台のエアコンが入ることから、電気代のほうもかかってまいるといふふうに思います。

もう一方のスポットクーラーに関してですが、こちらのほうはホームページ等で調査いたしましたところ、あるメーカーでは800ほどの学校がそれを導入しているというところもありまして、1時間当たりの費用、100ボルト電源でオーケーだそうなので、それでいきますと1時間当たり34円ほどの電気代で済むということから、必要なときに必要なだけ使えるということから、スポットクーラーのほうの方が費用対効果は高いのではないかと考えております。

以上です。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 今ほど、4番田村議員のマイナンバーカードの保険証、マイナ保険証についての見解を伺いますというご質問に回答させていただきます。

まずではあるんですけども、先般ございました共同通信のアンケートに対しましては、私は来年秋の廃止を延期すべきというふうな回答をさせていただきました。

この廃止を延期すべきという中には、2つ意味合いがあると思っています。決して廃止をすべきというふうに考えていないということと、来年の秋に廃止をすることを先延ばししたほうが良いという、そういった2つの意味がありまして、まず、廃止をすべきではなく推進すべきであるというふうに私が感じておる理由のほうからご説明をさせていただきます。

まず、1点目なんですけれども、1点しかないので、1点ご説明させていただきたいんですけども、厚労省のホームページにも記載がございますが、このマイナ保険証を利用する最大のメリットというところについてですが、現在問題にもなっております、投薬の残薬と言えればいいんですかね、処方された残薬、その問題の解決にこのマイナ保険証というのは、私、非常に有効に働くのではないかとというふうに感じております。

厚労省のホームページ上には、あくまでも自身の薬の履歴や過去の特定健診の情報等の提供に同意した場合に限りではあるんですけども、医師の方がより多くの正確な情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができるというふうに示されております。

今ほど申し上げました、じゃー一体全体、残薬、どの程度国内であるのかという部分においては、こちら、日本薬剤師会の調査、ちょっと古いんですが、2013年の調査によりますと、在宅されていらっしゃる75歳以上の方を対象にした調査で、年間、総額におきまして475億円以上の薬が服用されることなく残っている状況であると。そこから類推にはなるんですけども、日本全体では1,000億円以上の残薬が、毎年服用されることなく残っていると。

こういった部分に関しまして、社会保険料等の部分において今後もどんどん増えてくると予想されますので、このマイナ保険証を利用することによって、こういった問題の解決につながるのではないかとというところが、私はまず導入をしたほうが良いんじゃないかと考えている一つの要因でございます。

そして、じゃそれを、保険証を来年秋の廃止を延期すべきと、先延ばしにしたほうがいいんじゃないかというふうにお答えした理由としては、先ほどの田中課長の答弁にもございましたとおり、安心・安全なデジタル化という部分において、多くの国民の皆さん、村民の皆さん、共同通信の結果によると7割強の方が延期もしくは撤回を求めているという状況を勘案しますと、なかなかこの安心という部分でご理解をいただけていない状況だというふうに認識しております。

その上で、当初想定されておられます来年秋に廃止という前提を変更することなく進めることに対しては、私自身、エビデンスが取れていないものを強行的に進めることはちょっと問題があるのではなかろうかというふうに感じたため、廃止を延期すべきというふうな回答をさせていただきました。

様々な問題、今報道で取り上げておられますけれども、すなわちこの登録作業について問題があったのではないかなというふうに思います。制度的な理解も進んでいないというふうな部分はもちろんあると思うんですけども、登録作業について大きく問題があったというふうに私は認識しておりますので、一旦この登録作業についての洗い出しというのは現在進めておりますが、同時にこのマイナ保険証の制度のメリットをもう少し村としても周知して、皆さんにご理解をいただいて、廃止という流れが適切ではないかなというふうに考えておるということを現在の私の見解としてお伝えさせていただきます、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 1番 小杉知弘君。

○1番（小杉知弘君） 1番小杉知弘です。

去る5月12日、13日になりますが、富山県でG7富山・金沢教育大臣会合が開催されました。本県と石川県で開催されることになった理由として、教育県として高い評価を受けていることが挙げられると思いますが、G7では民主主義や自由、法の支配や平和の礎として、教育の普遍的価値を改めて共有しつつ、持続可能な社会のづくり手を育むことが富山・金沢宣言として合意されました。

今までの教育における価値を守りつつ、時代に合わせた教育を行っていく必要性を感じる機会になったわけですが、本日は教育における質問を2点させていただきたいと思っております。

まず、1点目は小中学校へのラーケーションの導入です。

「ラーケーション」という言葉は聞き慣れない言葉だとは思いますが、児童生徒が保

護者との校外学習を目的に、自由に休む日を選択することをワーケーションと呼びます。平日に家族と旅行に出かける場合、学校を欠席扱いにしないとといった取組になります。

名古屋市を除く愛知県と大分県別府市では今月より始まっておりますが、本村でも導入を検討していただきたく、本日、質問をさせていただきました。

「ラーケーション」という言葉ですが、学びを意味する「ラーニング」と休暇を意味する「バケーション」という英語を組み合わせた造語です。大分県別府市のほうでは「たびスタ」と呼ばれておりますが、こちらは旅行を意味する「旅」と勉強を意味する「スタディー」を組み合わせた造語になっております。

どちらも旅が持つ教育的な効果を期待して、そう呼ばれております。最近では「旅育」という言葉も使われ始めており、旅行による児童生徒の心身の成長が期待されていますし、皆様も旅行での体験によって多くの学びや成長を得た経験があるのではないのでしょうか。

ラーケーションの導入によって、旅行そのものが持つ旅育のメリットに加え、次の3点のメリットがあると考えています。1つ目は家族旅行に行く機会が増えること、2つ目は大人の休暇取得が促進されること、そして物価高騰対策になることの3つです。

1つ目の家族旅行の機会の創出につきましては、土日祝日以外の選択肢が増えることで、旅行の機会が親の職業に左右されないということが挙げられると思います。

少し古い資料にはなりますが、総務省統計局の平成28年社会生活基本調査によれば、土曜日に有償労働をしている割合は33.5%、日曜日は21.5%だそうです。約2割の児童生徒が、土日に旅行できる機会が少ない状況です。親の職業による差が小さくなるという意味で、ラーケーションの導入は有効だと考えます。

2点目の休暇促進につきましては、有給休暇の使い方のバリエーションが増えることが挙げられます。

私自身もサラリーマン時代に感じましたが、子どもが学校に行っていて、妻が職場に行っている平日に休みを取ることにあまり魅力を感じませんでした。1人でしかできない楽しみもなくはないですが、家族と休みが合わせられることによって有給休暇の使い方に幅が出ることは想像にたやすいと思います。

働き方改革によって、有休取得義務も発生しております。せっかくの休暇をよりよく活用していただくためにも、児童生徒の平日の有休取得について考慮していただければと思います。

3つ目の物価高騰対策につきましては、平日に旅行することで休日と同じサービスが低価格で受けられることが挙げられます。

分かりやすいのが宿泊費だと思いますが、多くの宿泊施設で、金曜日や土曜日の宿泊料金に比べて、ほかの曜日はかなり料金が抑えられています。そのほかにも、温浴施設やスポーツ施設など、平日料金を設定している施設も少なくありませんし、平日だけランチ営業をしている飲食店なんかもあると思います。リーズナブルに旅行ができるようになることで、ラーケーションは物価高騰対策になるとも考えています。

授業を休むことによる学習の遅れは懸念事項として残りますが、ここ数年のコロナ禍による出席停止は、多くの児童生徒、教職員が経験したことだと思います。数日間登校できない場合の対応のノウハウが残る今だからこそできる取組ではないかと思っております。

家族旅行の機会創出のため、休暇取得促進、そして物価高騰対策として、ラーケーションの導入を検討していただければ幸いです。

以上がラーケーションに関する質問になります。

次に、中学生議会の開催について質問をさせていただきます。

子ども議会に関する議論につきましては、平成28年の3月議会における田村議員による一般質問でやり取りがなされていると思います。当時は開催を視野に入れ、社会教育を充実する旨の答弁がされたと記憶していますが、いまだ開催されておりません。コロナ禍を経て、当時と村の体制も大きく変化しましたので、再度本件について質問させていただければと思います。

昨年の12月になりますが、舟橋小学校の6年生が学習発表会という形で、村と議会に対して貴重な提案をしてくれました。内容としては、本村の自然に対する提案でしたが、小学生の目線だからこそ気づける提案で、私自身、非常に感銘を受けました。

私たち大人では気づけない意見を期待できるという点において、子ども議会は非常に有効だと感じますし、冒頭に話をさせていただきましたG7サミットにおいても、各地で子どもサミットも開催されています。

選挙権が18歳に引き下げられたこと、議員の成り手不足が叫ばれる昨今において、中学生の段階で政治教育は、政治に興味を持ってもらうという意味でも、今まで以上に重要になってきていると感じます。

子ども議会の開催に際して、実施している行政の多くは、希望者を募って行っている

ところが大半を占めます。公立校の数が複数あることや児童生徒の数が多過ぎることがその理由ですが、本村は周知のとおり1校しかなく、人数も1学年40名程度です。

希望者を募るのではなく授業として取り組むことで、実施にかかる負担も少ないのではないかと思います。何より公立校に通う同年齢の村民全員が関われることで、村への帰属意識の醸成という観点においても有効ではないかと思います。日本一小さな村だからこそ実現できる特別な取組になると期待しています。

以上が、子どもたちが社会の一員であることを認識し、村政についての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、子どもの意見を聞き、村政に反映させること、政治に興味・関心を持ってもらうことを目的に中学生議会を行うことに関して、教育長の意見をお聞かせ願います。

質問は以上です。

○議長（前原英石君） 教育長 土田 聡君。

○教育長（土田 聡君） それでは、私のほうから、1番小杉議員のラーケーションの導入について所見を述べさせていただきます。

まず最初に、今小杉議員がおっしゃいました中と重複する部分が出てくると思いますが、その辺りはちょっとご了承いただければと思います。

まず、ラーケーションは何かということは今小杉議員さんがお話をされましたが、学習（ラーニング）と休暇（バケーション）とを組み合わせた造語であります。これは海外での企業の研修などで多く利用されているようですが、これによく似たものが、コロナ禍でワーケーションというものも出てきておりますが、ラーケーションは学びながら休暇を楽しむ、ワーケーションは働きながら休暇を楽しむというようなものでございます。

さて、日本では、愛知県の大村知事が今月から県内の公立小中学校、高校でラーケーションを導入しました。愛知県の導入した「ラーケーションの日」は、県内の公立の小中学校や高校などに通う児童や生徒が、保護者の休みに合わせて校外で取り組む活動を自ら企画し、保護者が学校に届け出ることで平日に年間3日取得でき、この3日は出席扱いとなる制度でございます。

この制度の導入は、愛知県の「休み方改革」プロジェクトとして、県全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域の活性化を目指す一環として「ラーケーションの日」が生まれたということによります。また、愛知県内では、土曜日に働い

ている方が約45%、日曜日に働いている方が約30%おり、休みの日に子どもと一緒に過ごすことが難しい家庭が少なくなく、そうした家庭でも、平日の保護者が休みの日に子どもと一緒に学び、活動することができる日となるように設けられました。これは小杉議員のおっしゃるとおりでございます。

大村知事によりますと、「ラーケーションの日」は休みの満足度を高めることで仕事の効率を上げる休み方改革の一環だとした上で、保護者は「ラーケーションの日」に合わせて休暇を取得し、子どもと一緒に楽しむことで保護者の休み方改革につながるという考えを述べておられます。

一方、愛知県が推し進めている「ラーケーションの日」ですが、名古屋市は導入しておりません。その理由として、ラーケーションの制度を取れる子どもと取れない子どもが混在しているということが考えられるそうです。これについては、例えば経済的な事情で取れないというご家庭がある。こういうところで公平性に欠けるということが考えられるということでもあります。また、学校生活の中でラーケーションが話題になったときに、取れない子どもがそういった話題を聞いたとき、どんなふうに感じるかという点でも考慮する必要があるのではないかとというふうに首席指導主事が答えています。

以上のような状況を考えますと、富山県全体で、企業を含めてワーク・ライフ・バランスに向けた取組、特に保護者の休暇を取りやすい環境が整わない中でのラーケーションの本村への導入は難しいというふうに考えております。

今後、愛知県での取組の効果等、状況を見ながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

もう一つ、中学生議会の開催についてでございます。

こちらのほうですが、中学生議会をはじめ子ども議会と呼ばれるものは、子どもたちの地域に対する思いを聞くことができたり、子どもたちの地域への理解を深めたりするなど、とても有意義な取組であるということは承知しております。

しかし、現在は、コロナ禍の影響もあって、子ども議会の開催は全国的に減少してきております。全国市議会議長会には令和2年まで子ども議会の開催について調査した記録が残っていますが、開催した割合で集計いたしますと、全体の20%ほどの市が子ども議会を開催しているということで、残り80%は開催していないということになっております。

富山県内では、県をはじめ各市町で子ども議会を開催しておりましたが、これもコロ

ナ禍のため、随分と減ってまいっております。現在確認できたものは、滑川市の取組が1つありました。

県では、平成28年度より、高校生の主体的な政治参加意識や地域社会へ参画する意識の向上を図ることを目的に、高校生とやま県議会を実施しています。今年度も「みんなのウェルビーイング向上のために高校生が考える『〇〇〇』」をメインテーマに3回の委員会と本会議が実施される予定となっております。

以前は、小学生を対象とした子どもとやま県議会が開催されておりましたが、現在は開催をされておられません。

開催されなくなった理由の一つにコロナ感染症の拡大があったこともありますが、もう一つには教員の働き方改革があると考えます。子ども議会を開催するために、休日に数回の学習会を行い、調査研究をまとめるなど、そういう部分がありますが、そこをこれまでは教員が携わっていることが多くありました。

本村で開催する場合、教員の参加を得ずに子どもをサポートする人材を確保することが必要になってまいります。その際、まず初めに、役場職員をはじめ多くのボランティアで構成する組織づくりから始めていく必要があります。

そのような現状から考えますと、現段階で開催するということが難しいというふうに考えます。

今後は、コロナ禍のために中止していました議会見学を再開するなど、社会科等の教科の学習と結びつけて、子どもたちが政治の仕組みや地域への理解を深めることができる取組から進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（前原英石君） 小杉知弘君。

○1番（小杉知弘君） 答弁のほう、ありがとうございました。

まず、ラーケーションについて、現在の村の状況を考えると、家族の、親の働き方の状況を考えると、実施するのはなかなか難しいのではないかというお話がありましたが、当然名古屋市が見送った理由、それからほかの行政がやっていない理由も理解はできるんですけれども、行けない生徒、行ける生徒の差をなくす工夫として、例えば、行けない生徒に関しては、村主体で行けない人をまとめて立山登山に連れていくとか、何かその行けない人にできるサポートみたいなものもあるかなと思いますので、やらないという判断もあると思うんですけれども、舟橋村ならではのラーケーションみたいなこと

も引き続き検討していただければと思います。

それから、もう一つの中学生議会に関しましては、まずはできることからというお話で、今までやっていて、コロナ禍でちょっと中止になっていた議会見学からまた再開していきたいという前向きなお話もありましたので、議会見学をまずは皮切りに、何年か後に子ども議会の開催まで持っていけたらいいのかなというふうに思っておりますので、両方とも引き続き検討のほうをお願いいたします。

以上です。

○議長（前原英石君） 教育長 土田 聡君。

○教育長（土田 聡君） ただいまのご意見、どうもありがとうございました。

ラーケーションにつきましては、今後、引き続き状況を見ながら検討のほうをしていきたいと思っております。今ご提案のように、村独自のラーケーションということも視野に検討のほうを進めてまいりたいというふうに考えます。

それと、次の中学生の議会でございますが、これに関しても、組織づくりがしっかりとできて、村民の皆さんのご協力が得られる中で議会の開会ということについては考えていくことができると思っておりますので、そちらのほうも併せて検討ということで、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前原英石君） 6番 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 6番竹島貴行です。私は今議会で通告しております2つの質問を行います。1つは新設の学童保育施設について、もう一つは上条コミュニティバスについてです。

それでは、まず、新設される学童保育施設について質問します。

6月議会でも学童保育事業について質問をさせていただいておりますが、村長からは学童保育は村の事業として取り組むと明確に答弁をいただいております、また運営は毅行福祉会へ委託するが、施設としての利用方法は村民にとって有益となるよう検討していくと答弁をいただいております。私も、新設される学童保育施設が、村民の皆さんにとり、村の大切かつ有益な施設となることに関心を持っていただくため、今回の質問をさせていただきます。

まず、担当課長に質問します。

私は6月議会でも触れましたが、当事業は新年度より事業がスタートされると認識し

ています。6月議会の答弁では、9月20日頃に入札予定で、工期は6か月を考えていると答弁いただきました。

この計画が予定どおり進んでいるのか、再度確認の意味を込めて質問をさせていただきます。

次に、村長に、確認を含め質問をします。

建設される学童保育施設は、設計コンペにより案が採用されたものです。内容は村のホームページや議会だよりでも紹介されました。コンペでは、村から示された施設のコンセプトに基づき、応募者それぞれが学童保育施設をプランニングし、学童保育を行う上で施設の活用方法を提案されたわけですが、事業は毅行福祉会に委ねると6月議会で答弁されています。

毅行福祉会では、学童保育を村のコンセプトや設計に盛り込まれた施設の活用案に沿って事業運営がなされるものと私は考えておりますが、それでよろしいでしょうか、村長の見解をお尋ねします。

次に、上条コミュニティバスについて質問します。

本年度8月1日より、上条コミュニティバスが政令中核市である富山市の社会実験として行われ、舟橋駅前にもバス停が設けられています。村民の皆さんもご存じと思いますが、ネットで上条コミュニティバスを検索すると、この情報が出てまいります。

ここで私が着目しているのは、富山市が行政区域を越え、舟橋駅前にバス停を設けたことです。自治体が運行する公共交通は、一般的に行政区域内での運行が原則とされていますが、必要に応じて隣接する自治体と協定を結び、行政区域を越えて運行することもあるようです。交通弱者を支援したいという思いで、これまでも議会で舟橋村での公共交通の話が取り上げられてきております。

村長は自動運転バスを公約に掲げられ、運行の実証実験を舟橋村で実現したいと述べられていますが、その先には、今後増えていくであろう交通弱者への思いがあるのではないかと推察しております。

これまでは、日本一面積の小さな舟橋村で行政区域内だけという制約を考えると、バスの運行は費用対効果の面からも難しいのではないかと考えていましたが、上条コミュニティバスの運行は、交通弱者と言われる人たちのサービスを考える上で、新たな局面を期待できるかもしれないと思っています。

最近是全国で公共バス運行にいろいろなアイデアが見受けられ、住民の要望に沿った

運行を実現し、経費の削減成果も上げているという情報も見受けられます。

以上から質問します。

まず、担当課長に、富山市が取り組んでいる社会実験について、何を目指し、いつまで取り組む実験事業なのか、主旨や目的について紹介いただければと思います。

次に、この富山市の社会実験は舟橋村にもバス停が設置されていることから、舟橋村でも実験の取組について共有できる部分があるのではないかと。あれば参画させてもらい、情報を蓄積することにより、今後の村長の公約に結びつけられる面も出てくるのではないかと期待しますが、村長の見解をお聞きします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 6番竹島議員さんの学童保育建設についての質問にお答えいたします。

学童保育建設につきましては、今現在、設計の詳細を詰めている段階でございます、遅くとも10月初旬に条件付一般競争入札を行う予定としております。

工期は3月中を予定しており、4月から新しい施設において学童保育を行うことを予定しております。

以上であります。

○議長（前原英石君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 私のほうからは、上条コミュニティバスの運行についてお答えをいたします。

上条コミュニティバスの運行社会実験については、上条地区の住民で構成した上条コミュニティバス運行協議会事務局が事業主体となり、事業費は、上条地区の住民が負担する世帯負担金や運賃収入を除き、富山市が全額支援をしておると聞いております。

月曜日から金曜日に、朝は旧上条小学校前を出発し、越中舟橋駅を経由し、水橋駅前に向かうルート、夕方は水橋駅を出発する逆回りのルートで走る朝夕ルートと、旧上条小学校から越中舟橋駅、水橋駅を経由し、ミューズに向かう2往復の日中ルートの合計6便の運行となっています。料金は、大人200円、小中学生100円、未就学児無料で、朝夕ルートの通学時間帯は小中学生が無料となっています。

現在、社会実験として令和6年3月末まで実施されます。バスの趣旨、目的については、上条地区が公共交通空白地帯であることから、上条地区から越中舟橋駅や水橋駅へ

の通勤・通学、病院やスーパーにもバス停を設置し、各施設への移動手段を確保するためとなっております。

来年度本格実施するかどうかについては、今年度の利用状況を勘案してとのことですが、来年度は補助金の率が下がり、現在も運行費用の一部は上条地区の住民の方も負担していることから、本格運行となった際には負担金の問題も出てくる可能性もありますが、移動手段の確保という点では情報の共有や連携を取ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） それでは、6番竹島議員のご質問、まず1点目、学童保育施設についての答弁をさせていただきます。

ご存じのとおり、舟橋村の学童保育事業につきましては、当村より毅行福祉会へと委託を行っております。その上で、運営に関しては、法人の理念や考えの下、実施されていると、そのように、私、認識しております。

あくまでクライアントは舟橋村、当村であります。同時に、本年建設予定の施設、学童保育施設の所有も舟橋村であるという立場を踏まえて、コンペ開催時に要項にも記載いたしましたコンセプトについては、今後施設運用においても当然のごとく反映されるものとして考えております。

なお、コンペ開催時に、コンセプト4つと、そして観点として1点、要項にも記載させていただきました。その中で観点の部分、村内の施設や団体との連携など、自由な活動が可能な施設という観点がございます。その観点について、私も大事であるというふうに考えておまして、学童保育利用者のみならず、様々な交流を生み出せる施設であること、そしてその他広く村民の皆様にも活用いただけるような施設運用を建設後も進めてまいりたいと考えております。

続きまして、上条コミュニティバスについての答弁をさせていただきます。

ご指摘のとおり、舟橋駅前にもバス停を設けていただいておりますことから、利用状況、動向につきましては注視をしていく必要を感じております。特に利用状況についての情報をできる限り共有いただけることは、今後の舟橋村の村づくり、先ほど竹島議員もご指摘がございましたとおり、今後交通弱者の方が大変増えてくるという状況を踏まえて、有意義なことであると考えておりますので、上条コミュニティバス運行協議会様

に対して、ご協力をいただけるよう打診を行いたいと考えております。

あわせて、利用状況を勘案し、参画の必要性が得らる。そういった情報があれば、その参画も一つの選択肢として今後検討も進めてまいりたいと、そのように思っておりますことをお答えさせていただきまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） ただいま答弁いただきましたことを感謝申し上げます。

まず、学童保育についての質問におきまして、私は事業が確実に進められるということ念押ししたいと思い、質問させていただきました。

6月議会におきましては、9月20日頃という、議事録にも残っておりますが、そういう答弁をされたわけでありましたが、今は10月初旬という、そういう答弁でありました。10月初旬に条件付一般競争入札で業者を決めたいというふうに言われたわけであります。

これにつきましては、これまでも議会の中でも問題になっておりますが、事業は着実に進めて予定どおり完結させるという、そういう強い信念で進めていただきたいというふうに思います。

そして、村長からは、事業運営におきましては、事業委託する毅行福祉会の考え方云々を言われましたが、あわせて村のコンセプトに基づいた事業運営がされるというふうに言われました。

これは非常に大事なことで、なおかつ、この建物を設計コンペを行ったという意味合いにおきまして、設計者というのは、非常に設計したものについてこだわりを持っているかなというふうに思います。

学童保育についてひもといて、自分たちはこういう学童保育がなされるだろうという、そういう理想の下に空間設計等をやっておられると思いますが、そういう点も含めて施設運営をしていただきたいというふうに切に願うものであります。

そうすることによって施設も生きてくるというふうに私は信じておりますので、ぜひその点をよろしく願いいたします。

あと、村長が6月議会で答弁されたように、村民の有益な、そういう施設にしていくんだと。その分も合わせて、来年の春に向けて計画を練っていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

それから、上条コミュニティバスについてです。

これについて、先日、実は私、議会から、議会にでしうね、配付されましたチラシを見て、こういうチラシがあります（実物を示す）。これと併せて、コミュニティバスのルート図とその時刻表がありました。これには、「コミュニティバスに乗って通勤・お買い物・みんなでお出かけ、気分は上々！」という、そういうキャッチフレーズが載っているわけでありす。

これを見て、先ほど総務課長からこのルートの説明がありました。私はしっかりと時刻表を見ていなかったこともありますが、体験乗車を試みようと思ひまして、その体験乗車で簡単に買物に行こうというふうにかえたわけでありす。

11時19分発の舟橋駅前のかすに乗りました。それでショッピングセンターに行くだろうと暗にか思ひていましたら、これが何と、旧上条小学校で終点ですというふうなことで、そこで降ろされました。「先、行かないのか」と言ったら、「いや、行きません」ということでありました。

何を言ひたいかといひますと、やはり社会実験ですから、地元の交通弱者のかたたちの足を何とか確保したいというふうな、そういう思ひもある中で、この実験におひても乗車率を何とか上げる方策が考えられているのかなと思ひたら、本当、感じたことは、使ひにくいなというものでありす。これじゃ実験としてどうなのかというふうにか思ひました。

総務課長から説明がありましたか、私も富山のかほうにか問合せをさせていだきまして、回答をいだいておりす。そこには、課長が答弁されたとおひなんですが、一つちょっと確認します。

今ここに示したチラシですな。これはネットで検索すると、舟橋村のトピックスでは出てきます。だけど、実際、富山のかには出てこないんです。富山のかはルート図と、それと時刻表だけです。

この違ひは何だと。実験の主体者は富山のかですから、どうしてこういうものが舟橋村で出てくるのかと。多分このチラシというのかは、皆さんも舟橋駅前にバス停がありますので利用してくださいという、そういう思ひがあるんだらうと私は思ひます。

だけど、これは富山のかとのすり合わせがされているのかどうか、それをお聞きしたいと思ひます。

それから、この社会実験におきまして、私も私なりに舟橋村の公共交通について考えたわけです。実際、先ほども申し上げましたが、日本一面積の小さな自治体である舟橋

村、これには、このコミュニティバスのような運行ルートや運行時間が決まったものは適さないというふうに申し上げておきます。

もし考えられるのであれば、最近出てきておりますA Iを活用した、自由に運行ルートを決める、運行頻度を定める、そういった方法が適切かなど。要はデマンドバスですね。そういうものを考えていけばどうかなというふうに。これは村長に考えていただきたいと思います。

これにはやはり隣接の自治体とも協定が、私は調べた結果、そういうものが必要であるというふうに出てきております。

舟橋村にはバスやタクシーの運行事業者はありませんので、そういった意味では、ある程度柔軟な取組ができるのではないかと考えております。

ぜひ、村長が考えておられる自動運転バス。これが実現するようにいろいろ考えを練り合わせていけば、村長の公約も夢ではないのかなというふうに思いますので、再度村長の考えをお聞きできればと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 私のほうから、竹島議員さんの学童保育の建設の再質問について行います。

5月に行いましたコンペティションにより契約しました設計業者及び毅行福祉会と打合せを重ねまして、当初の設計からさらに必要な箇所、不要な箇所を精査して、再度詳細な設計に今現在取り組んでいるところでございます。

また、7月には建設予定箇所の地盤調査を実施し、地盤の補強が必要であるとの調査結果も受けております。

ただ、今後は、工事計画については、少なくとも3月に完成し、4月から事業を始められるよう鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 上条コミュニティバスの件の再質問についてお答えいたします。

竹島議員のほうから、何かあんまり不便だというお話もいただきましたけれども、これは上条地区の方々が考えたルートでありまして、当然舟橋村から乗ってもそんなに便

利なものにはならないんだろうなというふうに思っております。

チラシの件でございますが、富山市とすり合わせがあるのかという話ですけれども、上条地区の方に配られたチラシであって、それを持ってきていただきましたので、バス停もあるということで、皆様に、こういったことがあるということのお知らせのためにトピックスに載せた次第であります。

以上であります。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 今ほどの竹島議員のご質問に答弁をさせていただきます。

私の公約に掲げております自動運転バスの導入の是非についての目的というか、その先に何があるかというお話においては、やはりご指摘いただきましたとおり、交通弱者の方に対して、住みよい村の実現にあると思います。

ですので、ちょっと意見を弱めるつもりはさらさらないんですけれども、その自動運転バスの前段にこういうデマンド交通を行うということは必要であると思いますし、このデマンド交通を実行・実施して自動運転バスを検討して、どちらにメリットがあるかというのも、よもや検討をしなくてはならないというふうに思っております。

本当に目的は、これからも増えてくるだろう交通弱者の方に対しての生活の利便性を確保するというところの点に関しては、ぶれるつもりもございませんので、そういった点におきまして、また議会議員の皆様方からも、様々な提案であったり、こういういいアイデアがあるよということをご教示いただければ、私としても幸いというふうに感じております。

あわせてではあります、現在、社会福祉協議会の方と村側当局の方と、担当者レベルから社会福祉協議会の会長様、そして村側も福祉担当者から私を含めて、舟橋村の公共交通についての取組を意見交換、そして検討していく会議をスタートアップいたしました。

今後その場で様々な意見も出てくると思いますし、現在民間事業者が進めておられます公共交通の案も意見の一つとして挙がっておる状況でございますので、本当に様々な意見を排除することなく、この舟橋村にとって一番有意義な公共交通を模索していきたいというふうに考えておりますので、また皆様もそういった観点でご意見等がございましたらお気軽にお申しつけいただきたいということをお伝えいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 今ほどの再質問、答弁ありがとうございました。

まず、もう一つ確認したいのは、先ほどちょっと私、しつこく言いましたが、学童保育施設の施設そのものについて、その設計者の思いというのはどこまで反映されるのかというふうなことであります。

それも含めて、小杉議員はおられますけども、設計する者の立場としては、そういうものはよく分かると思います。その点を確認したいと思います。

それから、もう一つ、舟橋村の公共交通についてであります。

私は、舟橋村が公共交通を取り組む一つの肝は、質問でも話しましたが、行政区域を越えた、そういう運行です。舟橋村だけでちんたら回っていても、これはどうしようもない。交通弱者の人たちは行政区域を越えて、それで買物とか、それからお医者さんに行くとか、そういうことがメインになってくるのかなというふうに思っております。

ですから、これは多分村長でしかできないんだろうなと思いますが、近隣の市や町の首長さんたちと話をさせていただきまして、舟橋村がもしこういう公共交通に取り組む段になれば協力をいただいて、行政区域を越えた、そういうシステム運行をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、その点も村長から、確認の答弁をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 竹島議員さんの再々質問についてお答えいたします。

5月のコンペティションから現在の設計の打合せに至るまで毅行福祉会には同席いただいております、これまでに6回の意見交換を行っております。

村のコンセプトや設計業者の施設活用案を生かして、4月から運用されていくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 今ほどの竹島議員の再々質問に回答させていただきます。

ご指摘のとおり、行政区域は全く考えていません。その区域で走らす、すなわち舟橋村内だけぐるぐる回るというのは意味がないというふうに私も感じておりますので、舟橋村民の方にとって一番利便性のある運行は何かという点において、行政区域が障害に

なるのであれば、そのハードルを越えていくというのが私の担いであるというふうに捉えておりますので、そういった点に関しましては、私自身、行政区域という区切りは考えておりませんということをもまずは皆様にもしっかりとお伝えをさせていただいて、また今後ご協力等を賜りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前原英石君）　ここで、暫時休憩いたします。休憩は11時25分までといたします。

午前11時16分　休憩

---

午前11時25分　再開

○議長（前原英石君）　ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番　加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君）　3番加藤智恵子です。

まず、認知症についてお伺いします。

令和5年6月14日、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が制定されました。都道府県と市町村には認知症施策推進計画の策定の努力義務を課すとともに、基本的施策として、認知症の人に関する国民の理解の増進、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、認知症の人の社会参加の機会の確保、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護、保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備、相談体制の整備、研究等の推進、認知症の予防等を規定している。

今後の高齢化に伴い、本県の65歳以上の高齢者における認知症の有病率は、令和7年には20.1%になると推測されています。

そこで、本村でも認知症の早期発見、早期診断、早期対応ができるようにするために、射水市が行っているような認知機能検診を実施するお考えはないでしょうか。ぜひ取り入れていただきたいと思います。

検診の内容は、認知機能テスト、15分程度の聞き取り、あと血液検査、医師が必要と認めた方の検査をしております。血液検査は、現在の体の状態を数値で見ることがで

きる検査です。例えば糖尿病であればA1cとか空腹時血糖とか、そういうのを見る。そして、それを定期的に取りることによって、徐々に悪くなっていくとか、その辺が分かる検査で、そういう検査を三、四年前から実施されており、実績を上げておられます。

自覚症状が出る前に体の中で起こっている変化が分かる検査というのは、だんだん自分が認知症に近づいているなどと思った時点でいろんな対応ができるわけで、長谷川式スケールを考案された先生も実際に認知症になっていかれて、認知症になっても仕事ができたり、そうでなかったり、病気と一緒にいろんなことをしておられて、最終的には。そして、いろんな仕事の中では、2冊、自分が認知症になって初めて認知症のことが分かったと本にも書いておられますし、NHKラジオの深夜番組によく出ておられました。

そういうことで、前回も一度、認知症の血液検査をぜひしていただきたいと申し上げましたが、再度、できれば、25年には5人に1人の人が認知症になるわけで、早くしておきたいなと思います。

その早くという意味で、認知症条例をつくってほしいかなと思います。認知症というのはとかく、少し前までは、公表するのさえはばかれるような、「認知症は」という軽蔑を込めた部分があったと思うんですけども、そうではなくて、認知症を患っている患者さんご自身とご家族が一緒になっていろんな施策、そして条例も考えていただけたらいいなと切に思っています。

次、熱中症予防についてお話しさせていただきます。

今年は猛暑が非常に多く、連日熱中症アラートが発令され、高齢者が熱中症で救急搬送されたとニュースで報道されました。高齢者は体温調節が働きにくく、室温が高くて気づかなく、それが原因で救急搬送されることが多いと考えられています。

ちなみに、舟橋分遣所のデータによると、令和3年は1件で、15歳の方が1件。令和4年は0件で、ありませんでした。今年令和5年に入りまして救急搬送された方は、舟橋村内では2件、80歳の方1人、22歳の方1人でした。それと、あと、富山県内で今年5月から先月末までに熱中症の症状で救急搬送された人の数は、去年を190人上回る708人で、同じ期間で統計を取り始めた2015年以降、最も多くなりました。

そこで、室温を感じなくても温度が数字で分かるように、高齢の独り暮らしや高齢のご夫婦2人暮らしの世帯で、希望される方には、村からデジタル体温計をプレゼントされることを提案します。どうぞよろしくお願いします。

また、8月8日に、熱中症に関する要望書を提出させていただきましたが、早速その

後、クーリングシェルターとして舟橋会館が開放されました。そして、8月10日には役場のホームページに記載されていましたが、記載方法というか、周知の仕方が、なかなか村民の皆さんには届いていなかった印象を受けています。

それで、せっかくされたんですけども、利用者は何人ぐらいおられたのでしょうか。

初めての試みだったので課題も多くあったことと思います。もう9月になりましたけども、今後に生かすために、見つかった課題と対策があれば教えていただきたいと思います。

熱中症というのは、症状が出てから短時間で死亡に至る、とても怖い病気ではありますので、ぜひいろんな対策をお願いしたいと思います。

次は、舟橋会館の利用料金とエレベーターの設置についてです。

舟橋会館は舟橋村の公民館として捉えることができると考えています。昭和24年6月に公民館を規定した社会教育法が制定され、20条には、公民館は単なる貸し館的な施設ではなく、地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための総合的な社会教育施設であり、またその運営は、地域の人々の生活に根差して、地域社会が主人公となって行われるべきとされ、その意味では、住民自治や住民主体の機能と性格を持った施設とも言えます。

国立教育政策研究所「公民館に関する基礎資料」の公民館運営の手引に、今日の公民館活動の目的、公民館に課せられている役割、機能として、地域の連帯感を醸成し、学校などの関係機関、団体、サークル等と連携して、地域に根差した公民館活動の展開が期待されていますと記載されています。

そこで、舟橋会館が、各年代の村民がいつでも自由に気軽に集い、交流できるような利用ができるようにするために、利用料金は無料にするのがよいと思います。そして、そこでは各年代の人が自由に集って、eスポーツ、卓球、囲碁、将棋、ピアノ、あやとり、お絵かき、遊具、トランプ、茶道、書道、すごろく、健康マージャンなど、ゲーム、おしゃべり、カラオケ、音楽鑑賞、その他、相撲とか高校野球などは、みんなで集まって一緒に舟橋会館で見るなどされたらいいのではないかと思います。

また、認知症・介護予防の意味でも、百歳体操、散歩等は、そのときに集まっていた方たちの乗り、特に細かいことはあまり決めないで、自由に自分たちでいろんなやることを決めていくのがいいのかなと考えております。

また、先ほども出ましたが、舟橋会館に集うための移動手段がない方への配慮や多く

の高齢者の参加を促すためにも、エレベーターの設置は必須だと思います。当局のお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 今ほど、3番加藤議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

それでは、大きく区切りまして、まずは認知症についてのご質問にお答えをさせていただきます。

認知機能検診については、認知症の有症率の増加が強く見込まれている現状を踏まえ、当村においても検診の推進や助成の検討を図りたいと考えております。

なお、現在の舟橋村の認知症対策の基本的な考え方は、「認知症になっても住み続けられる村」と定めております。そのための環境整備に注力をしておるところであります。

認知症は生活習慣病の一つと言われるようになり、65歳以上の5人に1人は認知症またはMCI（軽度認知障害）である可能性が高いです。そのため、年齢を重ねたら認知症は当たり前と捉え、相手を尊重し自然な対応ができるようになることで、暮らしやすいコミュニティの醸成を図っております。

そのためには、本人、家族だけではなく、地域に認知症を理解し、自然に見守ることができる住民を増やしていく必要があります。各地区や団体に対し、認知症サポーター養成講座を実施しており、今年度、役場の全職員、私も含め受講し、サポーターとなりました。

さらに、環境づくりとして舟橋村認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業を実施し、登録された方が行方不明になった際には、関係者が協力して捜す制度のほか、徘徊時に個人を特定する見守りシール事業を実施しております。これについては、上市町と立山町さんも共同で進めております。

また、希望する登録者においては、故意ではない事故を起こした場合の補償のため、舟橋村認知症高齢者等個人賠償責任保険事業に加入することもできるようにしております。

相談体制の一環としては、サポーター養成講座の次に受けるステップアップ養成講座の受講者の方で住民有志が、チームオレンジとして7月から月1回舟橋会館で「おれんじカフェ いこいの場」を実施しております。その場に地域包括支援センター所属の認知症地域支援推進員が参加し、相談会も行っております。もちろん随時の相談にも対応しております。今後はそういった情報を発信していくことが重要と考えております。

続いて、認知症施策に関する条例について、質問にお答えをさせていただきます。

認知症施策に関する条例については、地方自治研究機構のホームページによりますと、8月30日現在、全国で21の自治体で制定がなされております。

先ほど答弁したとおり、現在当村では「認知症になっても住み続けられる村」を念頭に対策を進めております。そのような対策を進めていく上で条例化する必要があるれば、もちろん検討を進めてまいりたいと考えておりますが、安易な条例制定よりも、その前段に宣言等もあってよいのではないかと思案しております。

すべからく認知症について村民の皆様のご理解を図ることは継続し、今後も議員各位のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

そして、高齢者に対する熱中症対策のご質問にお答えをさせていただきます。

9月に入りましてようやく暑さも和らいでいるように感じておりますが、本年は大変暑い夏でありました。富山気象台の発表によりますと、本年の猛暑日は28日間を記録したとありました。同時にお隣の富山市では観測史上初めて8月の平均気温が30.5度と30度を上回ったという報道もございました。

この異常気象とも呼べる気象状況は、来年も同様になるということを念頭に熱中症対策を進める必要があると考えております。

とりわけ高齢者の方々についてですが、今ほどご指摘をいただいたとおり、体温調節の機能低下はもとより、周囲の環境を鋭敏に認識する能力も低下していることも念頭にシなくてはならないものと考えております。第三者の方がいかにほどに注意喚起を行ったとしても、自身の感覚を過信するがあまり、気づいたときには熱中症になってしまうことが容易に想定され、客観的に危険度を示す用具が高齢者の方々には必要であると認識しております。

以上を踏まえ、ご提案の熱中症指数計の配布につきましては、既に来年度の対策の一つとして担当課のほうへ諸々の調査を依頼しており、前向きに検討を進めたいと考えております。

続きまして、クーリングシェルターについてのご質問にお答えをさせていただきます。

本年、舟橋村のホームページ上においては、8月10日に、舟橋会館の一部をクーリングシェルターとして開放させていただく旨、告知を行いました。対しまして、その旨の目的で会館を利用された方はいなかったと報告を受けております。

ですので、検証を行っていないという点においては、答弁として不適切ではあります

が、あくまで考察の域を脱していないという前提でご答弁をさせていただきます。

利用につながらなかった要因としては、急遽の実施であったので告知が不足していたことがまず理由に挙げられると考えます。告知がホームページ上のみにとどまったことや、その前段として会館の利用者の多くの方は、ホームページを見て利用されるという方の割合が低いと聞いておりますことから、利用につながらなかったものと考えております。その一方で、クーリングシェルターがあるからといって、暑い中の外出までして利用を検討されなかったということもあるかもしれません。

そのほか、施設側の問題としては、今回は浴場の奥側の和室を利用場所として設定いたしましたが、入浴後の休憩や食事で利用されている方と涼みに来られた方との利用目的の差異についても、適切なのかという疑問もございました。

以上を踏まえて、来年以降も実施するのであれば、検討を深める必要を感じております。

以上が考察の範囲での課題というふうに認識しており、今後も議員各位のご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 教育長 土田 聡君。

○教育長（土田 聡君） それでは、私のほうから、3番加藤議員のご質問のうち、舟橋会館に関するご質問について答弁いたしたいと思っております。

最初のご質問、小中学生の利用料金のことについてですが、お風呂の利用など利用形態にもよりますが、現在も村内在住の小中学生は料金を徴収しておりません。ホールで卓球等を使用しても無料となっております。

また、舟橋会館の利用料金は現在見直しを図っておりますので、新たな料金体系ができましたら、お知らせをしたいと思っております。

次に、高齢者の居場所づくりに、村民が自由に利用できるようにするというご質問でございますが、先ほどお話がありましたように、今年度、クーリングシェルターとしてお風呂場の奥の休憩所を開放いたしました。

今回は夏場のクーリングシェルターとしての利用にとどまりましたが、これを機会と捉えまして、高齢者の方の集いの場として、年間を通して開放することなどを、先ほど村長もお話ししたと思っておりますが、検討してまいりたいというふうに思います。

また、ロビーは無料で利用できますので、ソファなどでくつろぐことができます。

このような会館の利用については、毎月発行しております舟橋会館だよりなどで広報

していきたいというふうに考えております。

次に、障害のある方や高齢者の方が利用できるエレベーター等の設置に関する質問でございますが、以前からエレベーター等の設置に関する要望が出ていることは承知してございます。以前にも階段に設置できます昇降機について検討いたしましたが、費用対効果の面等も踏まえ、設置しないという結論に至っております。

エレベーターの設置に関しましては、建物の構造上、難しいと考えられます。

現在、車椅子ごと階段を移動できる機器が開発されており、導入の工事の必要もなく、導入費用もそれほどかかりませんので、まずはその機器の導入を検討してまいりたいというふうに思います。

次に、eスポーツの利用に関しての質問にお答えいたします。

eスポーツのシステムの導入は生活環境課のほうで行っており、舟橋会館にその機材が設置されております。7月には、お試しの日を設けて村民の皆さんに体験していただきました。

今後は、今月の26日から毎週火曜日、14時から15時半は一般に、15時半から17時は小中学生、子どもに開放し、「みんなの遊び場 駄菓子屋さくらんぼ」が運営を行っていくという予定になっております。

常時の利用については、利用状況、機器の使用状況などを見まして、検討してまいりたいというふうに思います。

最後に、定期的なピアノの開放についてですが、舟橋会館にはホールステージ上にグランドピアノが設置されており、練習での使用には2時間300円で一般利用できるようになっております。

議員お尋ねのストリートピアノのような利用となりますと、ロビーのほうに設置するということとなりますが、グランドピアノの移動には移動費用と調律の費用がかかってまいりますので、定期的にロビーで開放するということは難しいかと考えます。

ただ、2月に行います村の小さな音楽会の折にはロビーに移動させておりますので、その前後、開催前後には一般の方々が利用できるというふうになっております。これは当然無料で利用できるというふうになっております。

また、新たに購入することは難しいのですが、スタンドピアノ等の寄贈があれば、ロビーへの常時設置が可能となりますので、もしそのような方がおられましたら、お知らせをいただければありがたいというふうに思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（前原英石君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 今ほどは、素晴らしい答弁、ありがとうございました。大体は質問にお答えいただくような内容、それ以上のものがあつたかなと思っています。

それと、新オレンジプランに関しても、認知症の方が主役というか、ごく普通に認知症もあるよねという程度のことがまだまだ認知されてない部分が多いので、サポーター養成とか、そういうのもあって、もっとそういうのが浸透していったらいいかなと思っています。

あと、オレンジプランの中にも子どもたちへの教育というのがありまして、私のごく身近な方が、お母さんが認知症で娘さんがいつも見ておられたんですけども、キーパーソンとなる娘さんがちょっと出かけた際に、お母さんが外に出られて倒れられたそうなんです。そしたら、それを中学生の男子生徒が見つめて、慌てずにちゃんと、あ、この人はあそこのうちのおばあちゃんだよねって感じで連れてきてくれたそうなんです。それで、話しかけるときの後ろから話しかけたら駄目だって学校で習ったから、前を向いて、腰を低くしてというような感じで、それをちゃんと実践してくれて、何て……。これからはこういうのが増えるといいなと思った次第です。

子どもたちは素直なので、これからそういう子たちが、認知症かなと思ったときもちゃんと判断して。

私の住んでいます近くで、明らかに認知症の方という人が見受けられたことがあったんですね。そのときに周りじゅうがパニックになって通報、じゃんじゃん電話がかかってきたそうなんですよ。

そして、今、これからの村の施策、社協さんが中心になってしていただける施策をとっても期待して、一村民としてうれしく伺った次第です。

それと、公民館は、ご存じかもしれませんが、上市町立の公民館は、素晴らしい学習会館みたいな感じで、無料で開放されているんですね。

いろいろあるとは思いますが、やっぱり、ただ現実的には自由に使っている方のほうが多そうなので、まあその辺はいいかなと思うんですけども、値段表を立山町と舟橋村と比較したとき、それと無料のが上市町にあるとなると、どうしても気軽に村にも足を運んでいただけないのかなと思ったりするものですから、また今見直されているということなので、ぜひ利用しやすい会館にさせていただけたらありがたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○議長（前原英石君） 2番 古川元規君。

○2番（古川元規君） 2番古川元規です。私からは、通告どおり、異常気象に伴う農業者支援につきまして、ご質問をさせていただきたいと思います。

昨今、異常気象が恒常化をしております。毎年のように、今年は異常だなど口をそろえて言っているなというふうに感じております。本年も、富山県として初の線状降水帯が発生するなど、舟橋村におきましても、豪雨があったかと思えば、また一方で観測史上最多の猛暑日を記録。今日も大変暑い、もしかしたら更新し続けているのかなというふうに思っております。

肥料や燃料などの価格高騰の影響も大きい中、農業者は、さらに大雨と日照り、それによって大打撃を受けて収量は激減し、またインボイス制度の導入に伴って、スーパーなどの小売店の料率の変更なども迫られており、農作物の生産、販売においてトリプルパンチを受けている状態であります。

また、連続する猛暑日によって、舟橋村農業の主力とも言える稲についても、例年よりも生育が1週間以上早まっております。一般質問通告日の9月5日現在、主力コシヒカリの刈取り時期となってきておりますが、高温障害によって白未熟粒や胴割れ米の発生増加が危惧されており、先般9月7日には、砺波市の検査において1等米がゼロであったというショッキングな報道もなされておりました。

もちろん、今後の動向によりまして、米の出来については現時点ではまだはっきりとしておりませんが、多くの農業者が大きな被害を被る可能性は決して低くはないと言えらると思ひます。

また、野菜につきましても、大雨によって腐った物、また逆にその後の日照りによって枯れてしまったり、収量を落とした物が多くあります。

野菜は米に比べると安定して作るのが難しく、労力もかかるため、ハートかぼちゃ生産者はなかなか増えないという現状があります。一方、舟橋村のハートかぼちゃを使ったスイーツが放生若狭屋さんで採用されるなど、舟橋村の野菜もようやく日の目を浴びてきたところであります。しかし、本年のような百年に一度クラスの異常気象で、その芽をつぶさないようにしなければならないというふうに感じます。

このような災害クラスの猛暑に際して、農業者を支え、守るという村の姿勢が試されていると思ひます。異常気象による被害状況次第では、12月に補正をしてでも、迅速

に被害を受けた農業者へ何らかの支援を検討すべきであると考えますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 2番古川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

本年は大変暑い夏となりました。猛暑日が28日間を記録し、富山市においては8月の平均気温が30度を超える猛暑となりました。あわせて、降水量も例年と比べ著しく少なく、県内において渇水状態にある河川や農業用水の不足の報道も多くあったかと存じます。自然を相手に営む農業者の方々におかれましては、ご労苦の絶えない夏であったものと思います。

さて、議員のご指摘の被害支援についてですが、現在農業共済の収入保険制度に加入しておられる農家の方々は、猛暑被害による減収分の大部分が補填されますので、そういった方々は、ある程度の被害は回避できるものと考えておりますが、そういった補填を享受することができない農家の方々も含め、どこまでどうすべきかなどは各農産品の収穫状況の把握次第、早急に検討したいと考えております。

なお、現在聞いております内容では、わせ品種のてんたかくの収量については平年よりやや少なく、品質については胴割れが多いと。そして、9月上旬に収穫したコシヒカリについても収量が少なく、白未熟粒が目立つ状況であり、今後は1等米比率など詳細な情報が入ってまいりますので、さらに注視をしていきたいと考えております。

また、当村の特産品のハートかぼちゃにおいては、JA、直売所等への出荷量が大幅に減少しております。この事態については、水害に起因していることもありますが、高齢化により、カボチャ栽培をやめられた農家さんが2軒おられます。それに伴っての面積の減少が要因であると考えておりますので、その要因の見極めを行う必要があると感じております。

そのほか、ネギについては、高温の影響により、生育に遅れ、枯れが生じております。収量においては多少の減が見込まれますが、そこまで大きな影響が出ないと確認を取っております。

総じてとなりますが、今夏の猛暑による各農産品の被害状況は継続して注視を行い、しかるべき支援が必要となった際には、村としても対応を取れるよう検討を進めさせていただくことをご理解いただきまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 5番 森 弘秋君。

○5番（森 弘秋君） 5番森です。

先ほど田村議員からマイナンバーカードの質問がありました。マイナンバーカードのキャラクターのマイナちゃんが嘆いておりましたので、私も村長に確認しました。そして、村では、そんな不穏な動きはないということでした。現在はどうかと聞きましたら、今もないというふうなことでしたので。

また、話は別ですけれども、呉羽丘陵、県道をまたぐ計画があります。フットパス。過日6月29日の新聞報道によりますと、呉羽丘陵フットパスのつり橋工事が9割完成しました。私は、何でこんな遠大な構想が生まれたか、そして現実になったか。ちょっと一般的には想像がつかない。当初、20年ほど前ですかね、そういった計画があったときに、え、こんなことがあるんかいなというふうに思ったのですが。それで、私はちょっと想像できんことだったんですが、けども現実になったと。

それで、私がこれから述べる京坪川に架ける歩道橋の提案なんて、これから見ればちっちゃな、ちっちゃな話なんです。けども、必要だろうということで、あえて質問いたします。

そういった中で、市役所の公園緑地課に出向き、呉羽丘陵フットパスの概略について教えてもらいました。発想は、平成15年、若者やボランティア関係者などによる呉羽丘陵利用促進検討委員会及び周辺の地元代表者から成る呉羽丘陵利用促進計画地元連絡協議会の意見を踏まえ、呉羽丘陵利用促進計画において、呉羽山、城山の間に歩行者専用の散策路の立案がなされた。

施設は全長15キロメートルに及ぶフットパス、歩行者専用の道路ですね、と聞きました。これは市民のレクリエーションや健康増進に寄与すると考え、整備計画検討委員会が設置され、令和2年度から令和5年度まで、工事費14億3,000万円をかけ、令和8年6月に完成を見るそうです。富山市単独事業だそうです。言うてみりゃ、苦節十何年の願望が実るわけであります。

ただ、14億3,000万円の中には両サイドの附帯工事が含まれておりませんので、まだ若干増えるだろうというふうに聞いております。詳細は分かりませんが。

そこで提案ですが、以前も私、言ったんですが、平成27年の6月議会で、こんなことを言いました。先ほど言いましたように、京坪川と河川公園の中間に、もう一つユニークな橋を架ければよいと。村民が活動しやすくなるのではないかと。オレンジ・パーク舟橋の利用が増えるのではないだろうかという提案をしました。

時の答弁は、県は、橋をかけては絶対ならんとのことでした。よく分かりませんが、陸橋として許可することはできないけれども、村が管理する歩道橋として設置するのであれば、橋梁構造に合致することを条件に許可ができるとのことでした。また、これにつきましては、協議に応じることでした。これは確認済みです。

京坪川河川公園の中間にもう一つユニーク橋を架ければ、村民が活動しやすく、オレンジ・パーク舟橋の利用が増えるのではないだろうか。

オレンジ・パーク舟橋での令和4年度行事を調べてもらいました。5月7日、キッチンカーグルメフェア、利用者1,333人。8月21日には2回目のキッチンカーグルメフェア、800人の利用者。そして、月イチ園むすび、6月5日、7月3日、9月4日、10月9日及び11月6日と、5回の開催、延べ2,720人の利用でした。合計4,853人の利用です。

そのほか、あしたの森公園、オレンジ・パークですね、に訪れる人、テニスコートを利用する人、多種多様な村民が利用・活用されている。もっともっと活用していただきたい。そのためにも利用しやすい施設にすることが必要です。

先般新聞に出ておりましたけども、村長に確認しましたが、ダイドードリンコ北陸社と、災害時に無料で飲料を提供できる災害対応型自動販売機をオレンジ・パークに設置したとの報道でした。災害時の飲料が確保されたと考えます。

現地に行きまして、確認をいたしました。大きなのがありましたね。

このことから、公園の入り口が、稲荷古海老江線、消防屯所横の道路、正確な名前は分かりませんが、一応間が約500メートル離れていると思います。災害時の避難等々を考えると、安全・安心のためにも一挙両得ではありませんか。

舟橋村民は、まだまだ地元の方々、新しく村民になられた方々の融合が難しいことは今に語られたことではありません。最近ようやく融合の兆しが見えてきました。先日のふなはしまつりもそうです。何と若い方が多いことか、多く参加です。若いご夫婦が小さな子どもさんと一緒に遊んでおられる姿には感謝感激ですね。

個人ごとですけども、8月に村民ゴルフ大会がありました。年齢にむちを打って参加しました。新しく村民になられた方が多数の参加者です。

このように交わりを多くするための仕掛けが必要です。そこで、再度提案します。

京坪川河川公園の中間にもう一つユニーク橋を架ければ、村民の活動を促します。さらに、このことにより、緊急避難にも大いに役立つことは述べたとおりです。

私が提案しましたあれから10年。時代は日進月歩、進化しています。村の人口も2015年から約300人増え、現在は3,200人余りに大幅に増え、かつ小さな子どもたちがあふれています。

ますますあしたの森公園のオレンジ・パーク舟橋を利用する子どもらも増えてまいります。今まで以上、防災意識の高揚が必要であります。歩道橋の新設により、防災に係る避難場所として中学校駐車場、舟橋会館に避難が可能となります。

今こそユニークな橋を架け、諸活動、観光、避難等に利活用できる。いかがですか。早ければ早いほど利便性が高まります。

徳川家康の番組じゃありませんけど、村長、どうしますか。どう検討するか。村長の前向きな答弁を期待します。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 5番森議員のオレンジ・パーク利用促進に係る施策について答弁をさせていただきます。

オレンジ・パーク舟橋では、子育てパークマネジメント事業として平成29年度から取組を行っており、公園緑地を使いこなす方法や体制づくり、地域と企業と行政が一体となったにぎわいの創出、子どもから高齢者までが一緒になって楽しむことができ、様々なつながりを生むことを目的に事業を実施してまいりました。

ここ数年は村内のみならず、村外より多くの方々にご来場いただき、月イチ園むすびをはじめ、にぎわいのある公園になってきております。

あわせて、オレンジパークは災害時の避難所及び防災拠点として指定されており、Wi-Fiや電気設備も整備を進めており、先般は、今ほど森議員のご指摘いただきました災害ベンダーの設置も実施したところでございます。

歩道橋につきましては、公園の中央部分につながる場所にあれば、人の動線という観点において利便性が向上するというご指摘であるかと思えます。

歩道橋を設置する場合、村道海老江東芦原線を横断するための横断歩道の設置や河川管理者である県と協議する必要があるほか、村単独での設置は財政的にも困難であるため、国の補助等も検討する必要があるとございます。

特に道路横断や河川を横断する場合は安全の確保が最重要となりますので、横断歩道前後の安全な滞留場所の確保についても様々な点から検討する必要があるとございますので、関係機関と慎重に検討を進めながら、設置の可能性について検討していきたいと考えて

おります。

平成27年6月議会以来、改めて森議員のご質問をいただきましたので、前向きに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

ご理解のほど、よろしく願い申し上げますとともに、今後とも公園で行う事業に関心を持っていただけますことをお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 森 弘秋君。

○5番（森 弘秋君） 今ほど村長の、前向きに検討というふうにおっしゃいました。少々喜んでおりますけど、あしたに分からんという感じですね。

ただ、富山市は市単独事業でやっていたけども、今村長が言ったように、舟橋村はやっぱり補助事業にしていかなければ財政面が追いつかないというふうに思っております。

したがって、この後、もしも具体化になるとするならば、補助事業として国、県なりのお金をもらうと。補助事業ということにしなければならんと。そうでないと事業にならんというふうに思います。

そこで、まず調査費、設計料。工事費は別ですけども、まだ後になりますが、調査費とか設計費をなるべく早く予算化して、調査して、やっぱり駄目だということがあり得るわけですから、若干の調査費が無駄になるかもしれませんが、まず調査してみることが大事だと思います。よろしく願います。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 森議員の再質問にお答えをさせていただきます。

調査費ということでご指摘がございましたが、しかるべきタイミングで調査費を計上して、調査が必要だというふうに判断できれば、予算計上のほうも必要なのかなというふうに思っております。

その前段として、もろもろ、こういった国、県等の補助を検討するに当たって、こういったものがあるものかということは、調査費がかからない範囲でも実施できるものと思いますので、そういった部分であったり、法令の部分ですね。川に歩道橋を設置する際にこういった法令に抵触するのか、河川管理者の県とも確認を取りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（前原英石君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

(議案の常任委員会付託)

○議長(前原英石君) 次に、ただいま議題となっております議案第21号から議案第29号までは、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

### 散 会 の 宣 告

○議長(前原英石君) 以上をもって本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれにて散会します。

午後 0時16分 散会